鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る

公募型プロポーザル評価基準

１　趣旨

この基準は、庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る公募型プロポーザルに係る参加希望者からの提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　評価方法

審査及び評価は、庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る公募型プロポーザル審査委員会において次のとおり行うものとする。

審査委員は、参加希望者からの提案内容を基に、別紙「庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る公募型プロポーザル評価基準表」で採点を行うものとし、各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。

（１）　契約候補者の選定方法

選定にあたっては、審査委員会を組織し、参加希望者からの提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容の評価を行い、最も高い評価点のものを契約候補者とする。

（２）　順位の決定方法（合計点数が同点となった場合の取扱い）

点数が同点の場合は、見積額が最も安価な業者を契約候補者とする。

（３）　最低基準点の設定

合計点数１００点×委員数５名×６０％＝３００点

（４）　参加業者が１者の場合の取扱い

参加申込者が１者であっても審査を行い、別紙「庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る公募型プロポーザル評価基準表」に基づいて契約候補者を決定する。ただし、「（３）最低基準点」を満たさない場合は不調とする。

３　評価基準（評価項目、評価の視点、配点、配点基準等）

別紙「庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る公募型プロポーザル評価基準表」のとおり

庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る

公募型プロポーザル評価基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目・評価の視点 | | | | | 配点 | 配点基準 | | | | |
| 極めて  良好 | 良好 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| **１　事業計画等に関する事項（配点３５点）**  ※　（１）から（６）までは、提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答を根拠に、審査委員が採点する。  （７）は、企画提案書のみを根拠に、事務局（契約管財課）が採点する。 | | | | | | | | | | |
|  |  | 事業計画は実現可能であるか。 | | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  |  | 長期契約を締結するうえで事業の持続性はあるか。 | | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  | ＥＶ車及びＥＶ車充電設備は仕様に適正であるか。 | | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  |  | 補助金等は計画的に活用されているか。 | | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  | 鎌ケ谷市ゼロカーボンシティ宣言について、市民等に対する  アピールはあるか。 | | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  | 事業者は、他にもゼロカーボンに関する取り組みはあるか。 | | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  | 本業務と同様の実績はあるか。 | | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
| **小計** | | | | | | **／３５点** | | | | |
| **２　プレゼンテーション等に関する事項（配点４５点）**  **※　提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答を根拠に【審査委員】が採点** | | | | | | | | | | |
|  | **⑴** | **ＥＶ車及びＥＶ車充電器等について（配点２５点）** | | | | | | | | |
|  |  | ア | ＥＶ車の納車及びＥＶ車充電器の整備に関する全体のスケジュールは実現可能であるか。 | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  |  | イ | ＥＶ車充電器の設置工事について、来庁者等の安全性は確保されているか。 | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  | ウ | ＥＶ車充電器の市民利用について、具体的な周知はあるか。 | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  | エ | ＥＶ車充電器は使いやすい仕様であるか。 | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  | オ | ＥＶ車充電器の市民利用について、利用者の支払方法は便利で分かりやすい仕様であるか。 | | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  |  | **トラブルへの対応について（配点１０点）** | | | | | | | | |
|  |  | ア | | ＥＶ車充電器を使用する市民へのトラブル対応については、適切であるか。 | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  |  | イ | | 取り決めのない部分については、誠意をもって市と協議しようとしているか。 | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  |
|  |  | **維持管理について（配点５点）** | | | | | | | | |
|  |  | ア | | ＥＶ車の納車及びＥＶ車充電器のメンテナンスは適切で  あるか。（維持管理の方法は具体的であり、市への負担  はないか。） | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|  | **市の業務負担等について（配点５点）** | | | | | | | | |
| ア | | | ＥＶ車充電器の市民利用分の電気代について、市への還元  手続等は、明確になっているか。 | **５点** | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
| **小計** | | | | | | **／４５点** | | | | |
| **３　参考見積価格（提案金額）に関する事項（配点２０点）**  **※　見積書のみを根拠に【事務局（契約管財課）】が採点** | | | | | | | | | | |
|  |  | 見積価格と提案内容に十分な費用対効果がみられるか。 | | | **２０点** | 式で算出する | | | | |
| **小計** | | | | | | **／２０点** | | | | |
| **合計** | | | | | | **／１００点** | | | | |

※　参考見積価格に関する採点について

１　価格評価は、最低見積価格を提示した事業者（以下「Ａ者」という）を満点とする。

２　同額の場合は、最低見積価格を提示した事業者全てを満点とする。

３　Ａ者以外については、以下の式のとおり算出することとする。

なお、小数点以下の点数は、切り捨てることとする。

＊計算式：（Ａ者）÷（Ａ者以外の事業者）×２０点

４　（例１）　最低見積価格が８万円で、Ｂ者が８.５万円を提示した場合。

８万円÷８.５万円×２０点＝１８.８２３・・・

小数点以下の点数は、切り捨てて１８点とする。

（例２）　最高見積価格が８万円で、Ｃ者が９.３万円を提示した場合。

８万円÷９.３万円×２０点＝１７.２０４・・・

小数点以下の点数は、切り捨てて１７点とする。

（例３）　最高見積価格が８万円で、Ｄ者が９.８万円を提示した場合。

８万円÷９.８万円×２０点＝１６.３２６・・・

小数点以下の点数は、切り捨てて１６点とする。